

お取引について

営業日		岡山市中央卸売市場（青果部）開休市暦に準ずる		
営業時間		3：00～15：00		
せり売開始時刻	野菜	5:30		
	果実	但、取引協議会により変更する場合がある。		
取扱品目		野菜、果実およびこれらの加工品（漬物を除く）並びにこれらに準ずる食料品等		
引渡場所		受託契約約款に記載		
引渡時間		販売終了後に適宜		
物品の受領について	送り状について	受託契約約款に記載		
	検収	受領時、または販売前に行う		
	検収で異常を認めた場合	<p>現物を管理者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領書又は売買仕切書へ付記。</p> <p>ただし、物品が遠隔地にある等、確認が困難な場合には写真での検査を行う。</p> <p>※委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られた場合にはその限りでない。</p>		
委託手数料について	野菜	85/1000（8.50%）	前月の委託手数料額 （単位：千円,税抜）	¥29,725
	果実	70/1000（7.00%）		
出荷者が負担する費用		受託契約約款に記載		
買受人が負担する費用		適宜		
弊社が委託者に対して支払う期日		当該卸売の翌日（特約を結んでいる場合には特約の期日）		
弊社が出荷者（買付）に対して支払う期日		物品の引き渡しを受けた日の翌日（特約を結んでいる場合には特約の期日）		
弊社から卸売を受けた際の買受人の支払期日		物品の引き渡しを受けると同時（特約を結んでいる場合には特約の期日）		
支払方法		現金、小切手、送金		

お取引について

奨励金の種類	出荷奨励金	卸売業者が行う集荷取引について、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して交付する奨励金					
	完納奨励金	卸売業者が売買取引について、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸組合及び売買参加協同組合に対し交付する奨励金					
奨励金の交付基準	出荷奨励金	岡山市中央卸売市場業務条例第69条第3項に準ずるもの（卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ取扱品目の安定的供給の確保を資するものと認められるとき）					
	完納奨励金	岡山市中央卸売市場業務条例第71条第3項に準ずるもの（卸売業者の財務の健全性をそこなうおそれがなく、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるとき）					
奨励金の交付率	出荷奨励金	種類	基準額	交付率	前月の出荷奨励金額 (単位：千円,税抜)	種類	交付金額
		野菜	2億円以上	17/1000 (1.7%)		野菜	¥8,208
			1.2億円以上～2億円未満	16/1000 (1.6%)			
			1.2億円未満	15/1000 (1.5%)			
		果実	1.9億円以上	10/1000 (1%)		果実	¥767
			1.1億円以上～1.9億円未満	9/1000 (0.9%)			
			4千万円以上～1.1億円未満	8/1000 (0.8%)			
			4千万未満	75/1000 (0.75%)			
	完納奨励金	完納金額（消費税額及び地方消費税額を除く）の10/1000 (1%)			前月の完納奨励金額（単位：千円,税抜）	¥8,500	